

新医第654号(業)
令和8年3月30日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長
堂 前 洋一郎

「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知について

このことについて、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

令和8年度診療報酬改定において、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」が見直されました。患者が作成し事業者が確認を行った「治療と仕事の両立支援カード」による医療機関への情報提供でも算定可能となる、対象疾患の定めを廃止し、疾患の増悪防止等のため反復継続した治療が必要で就業の継続に配慮が必要なものを算定の対象とする等、算定要件が変更されております。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただき、貴会会員に対してご周知くださるよう、貴職のご高配をお願いいたします。

なお、治療と就業の両立支援の詳細は、厚生労働省ホームページもご参照ください。

■厚生労働省－治療と仕事の両立支援ナビ－

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



日医発第2053号(健I)(保険)

令和8年3月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
松岡 かおり
(公印省略)

「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和8年度診療報酬改定（令和8年6月1日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、見直しが行われました。

つきましては、本見直しの趣旨と内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

なお、治療と就業の両立支援の詳細につきましては、厚生労働省の下記ホームページも併せてご参照ください。

「治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

以上



公益社団法人日本医師会 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、下記の見直しが行われたところであります。概要は別紙のとおりでありますので、貴殿におかれましては、関係者に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。

記

- 1 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価が引き上げられたこと。
- 2 対象疾患の定めが廃止され、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なものが算定可能となること。
- 3 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能となること。
- 4 2 回目以降の指導について、算定可能な期間が見直されたこと。

	現 行	令和 8 年度改定
点数	初回：800 点（696 点） 2 回目以降：400 点（348 点） 相談支援加算：50 点 （）内：情報通信機器を用いた場合	初回：850 点（740 点） 2 回目以降： <u>500 点（435 点）</u> 相談支援加算： <u>400 点</u> （）内：情報通信機器を用いた場合
対象となる患者・疾患	入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める疾患（※）に罹患しているもの ※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患（慢性経過）、心疾患、糖尿病、若年性認知症	疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、 <u>就業の継続に配慮が必要なもの</u>
初回の算定要件	①患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」】 ②勤務情報を踏まえ、患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供【様式「主治医意見書」】	現行の①及び②に加えて、医療機関が受け取る勤務情報について、 <u>患者が作成し事業者が確認を行った文書による情報提供でも可【様式「治療と仕事の両立支援カード」】</u>
2 回目以降の算定期間	初回を算定した月から起算して 3 月を限度として、月 1 回限り	初回を算定した月から起算して <u>6 月</u> を限度として、月 1 回限り

以上

療養・就労両立支援指導料

(令和8年度改訂版 ※令和8年6月から)のご案内



1. 概要

「療養・就労両立支援指導料」は、患者（労働者）の治療と就労の両立を支援するため、主治医が、患者の就労の状況を把握した上で、勤務先の産業医等に治療と仕事の両立に必要な情報連携等を行った場合に算定される診療報酬です。

患者
(労働者)

- 勤務情報を記載した文書の作成
(患者と事業主・産業医等と共同作成)

様式例「勤務情報提供書」



様式例「両立支援カード」



※会社の確認が必要

あなたの会社では、短時間勤務の制度があるので、しばらく利用することで就業は可能です。

あなたの業務内容では〇〇の症状が影響するため、会社には△△の配慮をお願いしてください。

事業主

職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等について、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定

様式例「主治医意見書」



主治医

ここで
算定

勤務情報を踏まえ、②患者に療養上の指導を行うとともに、③患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供

2. 算定要件

初回 850点 (情報通信機器を用いて行った場合 740点)

注：月1回に限り算定

- 患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」、様式「両立支援カード」】
- ①の文書による勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導、就労上の指導を行う
- 事業場に選任されている産業医等（※1）に対して、就労と療養の両立に必要な情報を提供する【様式「主治医意見書」】
(※1) 患者が勤務する事業場に選任されている産業医等（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師）

2回目以降 500点 (情報通信機器を用いて行った場合 435点)

注：初回を算定した月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定

- 情報提供を行った後、就労の状況を確認し、患者に必要な療養上の指導を行う

相談支援加算 400点

- 専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※2）が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合
(※2) 相談支援を行う有資格者は、両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること

